



第 1874 回例会

平成 28 年 5 月 16 日(月)

12:30～ 海南商工会議所 4F

1. 開会点鐘
2. ロータリーソング 「我等の生業」
3. ゲスト紹介 税理士法人 TAS 今中 健三 様
4. 出席報告
会員総数 48 名 出席者数 30 名
出席率 62.50 % 前回修正出席率 58.33 %

5. 会長スピーチ 会長 阪口 洋一 君

みなさん今日は。本日のお客様は、税理士法人 T A S の今中健三様です。今中様、海南東ロータリークラブにお出でいただき有難うございます。後ほど、卓話よろしくお願ひいたします。

昨日は、恒例の「海南たんぽぽの会」との交流会を浜の宮海水浴場で行いました。良いお天気に恵まれたんぽぽの会のお子様とご家族、障害者カヌー協会和歌山支部の皆様、紀の川市からアフリカン太鼓の演奏にお出でいただいた方たち、海南東ロータリークラブの会員とファミリーの方総勢 77 名の多くの人たちが集いました。たんぽぽの会のお子様はカヌーに乗るのを本当に楽しみにしており、カヌー協会の方に乗せてもらってずぶ濡れになりながら初夏の海を満喫していました。来年もここでお会いしましょうと約束して帰られました。お世話を頂いた社会奉仕委員長の大江さんはじめ会員の皆様ありがとうございました。

さて、ロータリーの友 5 月号にラビンドラン R I 会長のメッセージに、ロータリーの物語は書き換えられなければならない、という記事が掲載されていますのでご紹介いたします。

数年前、善意ある開発援助機関が、ケニアのカノ平原のある地域社会で水供給の改善事業を引き受けました。実行委員会が結成され、会議が開かれ、地元の人から意見を聞きました。そして、灌漑と家畜用の水供給システムを改善するという主なニーズが特定され



ました。地元の代表者が望む通りに、このニーズに取り組む計画を立て、すぐに作業が始まりました。

しかし、工事が始まると、地元の女性グループが即座に反対の声を上げ、水の迂回路を造ろうとする作業員の前に立ちはだかりました。更なる調査の結果、農業用に迂回させようとした水は、何所帯もが飲料水や生活水として使う唯一の水源だったということがわかりました。開発プロジェクトはやり直しとなりました。

なぜこんなことが起こったのでしょうか。それは地域住民を代表するグループが全て男性で、誰一人として女性の声を聞かなかったからです。計画のどの段階でも、男性たちは地域の事情とニーズをよく知り、地域を代弁し、地域を代表できると決めてかかっていました。これが実情とほど遠いことは明らかです。地域のニーズとリソースをよく理解していたのは女性たちでしたが、彼女らに意見を求められることはありませんでした。ラビンドラン会長が言いたいのは、女性に門戸を閉ざしているクラブが未だに存在していることへの憤りと、地域のために十分に奉仕しようと考えるのであればその地域の状況を反映し、地域の実情を十分に取り入れなくてはならない、ということだと思います。海南たんぽぽの会との交流会が長い間、非常に友好的に継続しているのは、たんぽぽの会が主に女性によって運営されているからかもしれません。

6. 委員会報告

○会場監督 SAA 千賀 知起 君

前田さんが体調不良のため、昼食は田中屋さんと銀鈴さんにお願いすることになりました。

○野球部 監督 岩井 克次 君

全国ロータリアン甲子園野球大会は、前夜祭が 7 月 1 日、試合が 7 月 2 日午後 5 時開始で、彦根 RC と対戦します。皆さんの応援よろしくお願ひします。

7. ゲスト卓話 税理士法人 TAS 今中 健三 様

現行税制における資産の承継方法

～贈与と相続～

贈与

◎暦年課税＝基礎控除額(毎年 110 万円)

・贈与財産の価額が 110 万円を超える場合は、申告が必要となり



四つのテスト 言はてこれにてらしてから

- ①真実かどうか ③好意と友情を深められるか
- ②みんなに公平か ④みんなのためになるかどうか



事務所 〒642-0002 海南省日方 1294(海南商工会議所内)

電話(073)483-0801 FAX(073)483-2266

会長 阪口 洋一 幹事 横出 廣 SAA:千賀 知起

- ます。
- ・税率は、基礎控除後の課税価額に対して超過累進税率
 - ・相続開始前3年以内に贈与を受けた財産の価額(贈与時の時価)は、相続財産の価額に加算しなければなりません。
 - ◎相続時精算課税=特別控除額(2,500万円)
 - ・贈与者…贈与をした年の1月1日において60歳以上の父母又は祖父母
 - ・受贈者…贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者で、贈与者の推定相続人である子又は孫
 - ・税率は、特別控除額を超えた部分に対して一律20%の税率
 - ・贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税を適用した贈与財産の価額(贈与時の時価)を加算して相続税を計算します。
- 相続
- ◎基礎控除額=3,000万円十(600万円×法定相続人の数)～平成27年1月1日より～
 - ・被相続人から相続又は遺贈によって財産を取得した人それぞれの課税価額の合計額が、遺産に係る基礎控除額を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告する必要があります。
 - ・税制改正による最高税率引き上げにより、各法定相続人の取得金額が6億円超の場合、55%の税率となりました。
 - ・配偶者の法定相続分相当額又は1億6千万円のどちらが多い金額まで相続税はかかりません。
 - ・「遺言書」の活用により円満承継対策が可能です。

お問い合わせ
平成27年1月から贈与税の税率等が変わります！

◎改正の概要

○基礎控除額(改正)及び2023年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る税率等について適用されます。

課 税 価 額 格

(基礎控除額以上の場合は、基礎控除額を超過する部分に対して課税)

選択する
相続時精算課税取扱い

選択しない
贈与税

相続時精算課税

① 贈与財産の価額から控除する金額
特別控除額、2,500万円

② 税率
(特別控除額を超過した部分に対して)
一律20%の税率

③ 贈与財産の価額から控除する金額
基礎控除額、1,100万円

④ 税率
(基礎控除額以上の場合は、基礎控除額を超過する部分に対して)
贈与税率

改正1 相 繼 時 精 算 課 税

○適用分の範囲の拡大など相続時精算課税の適用要件が変わります。

改正2
65歳以上の方へ
贈与をされた方の1月1日において65歳以上の方へ
贈与をされた方の1月1日において60歳以上の贈与者

改正3
20歳以上の方へ
贈与をされた方の1月1日において20歳以上の方へ
贈与をされた方の1月1日において20歳以上の贈与者

改正4
贈与税(廃止課税)の税率構造

○最高税率の引上げや税率が相続する者から受け取った場合の税率の引上げの税率構造が変わります。

基礎控除額の 贈与価額	割 率	最高税率 (一括贈与取扱い)	最高税率 (相続時精算課税)
～200万円	10 %	10 %	10 %
200万円～300万円	15 %	15 %	15 %
300万円～600万円	20 %	20 %	20 %
600万円～1,000万円	30 %	30 %	30 %
1,000万円～1,500万円	40 %	40 %	40 %
1,500万円～2,000万円	45 %	45 %	45 %
2,000万円～3,000万円	50 %	50 %	50 %
3,000万円～4,500万円	55 %	55 %	55 %
4,500万円以上			

※ 贈与税の適用について、相続時精算(父や母や父兄など)からの贈りこによる影響をお受けする場合は、(財産の譲り受け)が2023年1月1日において60歳以上の方になります。ごつづけは、「特別取扱い」を適用して相続税を計算します。この相続税の適用は贈与をされた方に適用され、贈与者には適用されません。また、被相続人の扶養の有無や、扶養の程度等も考慮されます。(扶養扶助料)といいます。

相続税(相続課税)の方については、該ページをご覧ください。

9.閉会点鐘

次回例会

第1875回 平成28年5月23日(月)
12:30～ 海南商工会議所4F
IDM報告



ニコニコ・BOX
Happy birthday!
5月のお祝い

微笑みの顔

会員誕生日

2日 田中 祥秀 君
8日 塩崎 博司 君

奥様・旦那様誕生日

1日 小椋 安子 様

結婚記念日

3日 田中 祥秀 君
18日 山名 正一 君

一般ニコニコ

角谷 太基 君

お父様の葬儀にお参りいただき有難うございました。

林 孝次郎 君

10日ほど難問をかかえていましたが、無事解決しました。

寺下 阜 君

たんぽぽの会、家族で参加させていただき、お世話になりました。

中村 俊之 君

たんぽぽの会、一家で出席させて頂き、ありがとうございました。

大江 久夫 君

たんぽぽの会、みなさんのご協力で無事、終了することが出来ました。

ポリオのない世界へ



子どもたちが健康に、安心して育つよう、地球上からポリオのウイルスを撲滅すること。それが全世界のロータリークラブ会員の願いです。のために私たちは長年にわたって「ポリオ撲滅」のための活動を続けてきました。ポリオの常在国は2か国を残すだけになりました。ポリオ撲滅まで、あと少しです。皆さまのご協力を待ちています。子どもたちが健康に、安心して育つよう、地球上からポリオのウイルスを撲滅すること。それが全世界のロータリークラブ会員の願いです。のために私たちは「ポリオ撲滅」のための活動を続けてきました。ポリオの常在国は2か国を残すだけになりました。ポリオ撲滅まで、あと少しです。皆さまのご協力を待ちています。

5月は青少年奉仕月間です